

平成 24 年 6 月 4 日  
第 1 回社会福祉審議会資料

## 平成 25 年度長野市の保育所保育料について

### 保育家庭支援課

#### 1 保育料改定について

長野市の保育料（公立・私立保育所）の決定にあたっては、法令上、審議会の答申を必要とはされておりませんが、本市は昭和 50 年から審議会の答申を踏まえながら保育料を決定しています。

#### 2 保育に要する経費と保育料について

保育所の運営に要する経費は、本来、国が定めた運営費（児童を保育するため、最低基準を維持するために必要な経費）でまかなわれることになっております。

この運営費は、保護者と公費で負担することになっており、保護者は、国の示す保育料基準に基づいて市が設定した保育料を所得に応じて負担し、残りを国と市で負担しています。

なお、本市は子育て世帯の負担に配慮し、国の示す保育料基準の一部を軽減して保育料を設定しています。

#### 3 これまでの審議経過について

保育料については、前年分の所得税額等を基に決定しています。

平成 22 年度の保育料は、国が保育所徴収額基準表の階層区分に新たに高所得者層の階層を新設したことから、長野市も高所得者層に新たに 1 階層を新設して、その他の階層については、据置きました。

また、平成 23 年度の保育料は、国の改定がなかったことから、据置きとしました。

なお、平成 22 年度の税制改正において、所得税・個人住民税の扶養控除に係る年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分が廃止されましたが、平成 24 年度の保育料については、国からの通知に基づき、その影響が生じないように取り扱っております。

#### 4 平成 25 年度の保育料について

現在のところ、国において保育料改正の動きはありませんが、国の動向について注視してまいります。

平成24年度保育料徴収基準額表(月額)

長野市

階層区分	定 義		3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0円	0円
B1	A階層及びD階層を除く、23年分所得税非課税世帯	23年度分(22年分所得に対する)市町村民税非課税世帯	0	0
B2		左の区分に該当する世帯で母子、父子、障害者世帯(注)②	1,800 ( 900 )	1,200 ( 600 )
C1	23年度分(22年分所得に対する)市町村民税課税世帯(注)③	左の区分に該当する世帯で母子、父子、障害者世帯(注)②	8,900 ( 4,450 )	6,600 ( 3,300 )
C2		左の区分に該当する世帯で上記以外の世帯	9,900 ( 4,950 )	7,600 ( 3,800 )
D1	A階層を除く 23年分所得 税課税世帯 で、その所 (注)③ 得税額が右 の区分に該 当する世帯	7,500円未満	14,200 ( 7,100 )	11,900 ( 5,950 )
D2		7,500円以上 20,000円未満	19,400 ( 9,700 )	16,800 ( 8,400 )
D3		20,000円以上 40,000円未満	24,500 ( 12,250 )	21,700 ( 10,850 )
D4		40,000円以上 60,000円未満	31,500 ( 15,750 )	25,200 ( 12,600 )
D5		60,000円以上 80,000円未満	40,500 ( 20,250 )	26,100 ( 13,050 )
D6		80,000円以上 103,000円未満	44,000 ( 22,000 )	26,600 ( 13,300 )
D7		103,000円以上 183,000円未満	50,500 ( 25,250 )	27,200 ( 13,600 )
D8		183,000円以上 283,000円未満	53,600 ( 26,800 )	28,700 ( 14,350 )
D9		283,000円以上 413,000円未満	54,500 ( 27,250 )	29,600 ( 14,800 )
D10		413,000円以上 734,000円未満	55,600 ( 27,800 )	30,700 ( 15,350 )
D11		734,000円以上	56,700 ( 28,350 )	31,800 ( 15,900 )

(注) ① 同一世帯から保育園、幼稚園又は認定こども園、特別支援学校の幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部若しくは情緒障害児短期治療施設通園部に入所し、又は児童デイサービスを利用している2人以上の就学前児童がいる場合、年齢の低い児童(2子目)に係る保育料は( )内の額に軽減されます。なお、同一世帯から3人以上前記の施設のいずれかを利用している場合は、3子目(3番目に年齢の高い児童)以降の保育料は無料です。

保育園以外の幼稚園、認定こども園等に入所又は利用している就学前児童を保育料の算定対象人数に加えるには、<複数通園児童保育料軽減届出書>をご提出ください。

すべてのお子さんが保育園に通園している場合は、届出書の提出は必要ありません。

② 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、特別児童扶養手当・国民年金の障害基礎年金を受けている方と同居の世帯の方が対象です。手帳及び給付証書の写しをご提出ください。

③ 所得税・市民税は、配当控除や住宅取得控除等の税額控除適用前の額とします。

④ 保育料は、入園した年度の初日の前日現在の年齢で認定し、入園後に年齢が変わっても、年度中は入園した年度の初日の前日現在の年齢とします。

⑤ 表中のD1～D11階層における所得税額は、平成22年度税制改正により廃止された年少扶養控除(0歳～15歳)及び特定扶養控除(16歳～18歳)の上乗せ部分について、引き続き当該扶養控除があるものとして税制改正前の控除額で計算することにより調整した額とします。

参考 国の保育料基準額表と長野市保育所保育料徴収基準額表の比較(月額)

国の徴収金(保育料)基準額表(月額)

階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児
第1階層	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
第2階層	第1階層及び第4～第8階層を除き、前年度分の市町村民税非課税世帯	9,000	6,000
第3階層	市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	19,500	16,500
第4階層	第1階層を除き、前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	40,000 円未満	30,000 27,000
第5階層		40,000 円以上 103,000 円未満	44,500 41,500
第6階層		103,000 円以上 413,000 円未満	61,000 58,000
第7階層		413,000 円以上 734,000 円未満	80,000 77,000
第8階層		734,000 円以上	104,000 101,000

長野市保育所保育料徴収基準額表(月額)

階層区分	定義	3歳未満児	3歳以上児
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	0円
B1	A階層及びD階層を除く、23年分所得税非課税世帯	0	0
B2	23年度分(22年分所得に対する)市町村民税非課税世帯	1,800	1,200
C1	23年度分(22年分所得に対する)市町村民税課税世帯	8,900	6,600
C2	左の区分に該当する世帯で 母子、父子、障害者世帯	9,900	7,600
D1	A階層を除く23年分所得税課税世帯で、その所得税額が右の区分に該当する世帯	7,500 円未満	14,200 11,900
D2		7,500 円以上 20,000 円未満	19,400 16,800
D3		20,000 円以上 40,000 円未満	24,500 21,700
D4		40,000 円以上 60,000 円未満	31,500 25,200
D5		60,000 円以上 80,000 円未満	40,500 26,100
D6		80,000 円以上 103,000 円未満	44,000 26,600
D7		103,000 円以上 183,000 円未満	50,500 27,200
D8		183,000 円以上 283,000 円未満	53,600 28,700
D9		283,000 円以上 413,000 円未満	54,500 29,600
D10		413,000 円以上 734,000 円未満	55,600 30,700
D11		734,000 円以上	56,700 31,800

※保育料は、入園した年度の初日の前日現在の年齢で認定し、入園後に年齢がかわっても、年度中は入園した年度の初日の前日現在の年齢とします。